

# 第5章

---

## 教育・文化・スポーツ分野

第1節 人権尊重教育の推進

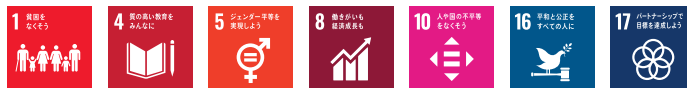
第2節 生涯学習社会の振興

第3節 青少年の健全育成の推進

第4節 個性を生かす学校教育の充実

第5節 社会教育の推進

## 第1節 人権尊重教育の推進



### 現状

- 市では、全ての教育活動を通して、児童・生徒に人権尊重の理念を正しく理解させるとともに、思いやりの心や多様性の尊重等を育む人権教育を実施しています。
- 各学校において、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、組織的・計画的に人権教育を推進しています。また、小学生による人権メッセージを「あきる野市教育の日\*」に行っています。
- 市では、男女共同参画プランに基づき、男女共同参画に関する情報提供、ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定、フォーラムの開催などにより、人権尊重、男女平等意識の啓発等に取り組んでいます。

### 課題と対応の方向性

- 引き続き、いじめや虐待など子ども自身に関わる問題や、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者などの人権課題などについて考え、具体的な態度や行動につなげるよう、指導していくことが必要です。
- これまでの人権教育の推進に関わる取組を基に、地域の実態に応じた運動を展開させ、地域社会全体の人権意識の更なる向上につながる取組を推進していくことが必要です。
- 男女共同参画社会\*の実現に向けて、女性の活躍推進、配偶者等からの暴力の根絶、ワーク・ライフ・バランス\*の推進などについて、更に取り組を進めることが必要です。

### 基本方針

- 全ての市民が個人の価値を尊び、安全に安心して暮らせる社会を実現するため、学校教育や社会教育活動などを通して人権尊重教育や男女共同参画を推進します。

### 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
人権啓発に関する事業への参加者数	54人	維持
人権教育に関する事業の回数	3回	4回
「男女共同参画社会*」に対する満足度 (市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計)	4.6%	30.0%
ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定数	4社(令和3年度)	10社

## 施策の内容

### 1 人権尊重の推進

#### ①人権教育の推進

全ての学校において人権教育を実施し、人権の意義や内容、多様性について、発達段階に応じた理解を促し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権擁護に取り組むことができる児童・生徒の育成を図ります。また、教職員が人権尊重の理念を十分に理解し実践できるように、人権教育に係る研修を実施します。

#### ②いじめ問題への対応の推進

各学校において、いじめ防止基本方針に基づき、いじめ事案の軽重を問わず実態把握に努めるとともに、いじめの未然防止に係る取組や組織的な早期発見・早期対応を進めます。また、個々の事例に応じて保護者や関係機関などと連携しながら、いじめ問題の解決に向けた対応を推進するとともに、いじめ解決後の見守りに取り組みます。

### 2 男女共同参画社会\*の実現

#### ①男女共同参画の推進

全ての市民が性別や年齢に捉わられることなく、それぞれの個性や能力を十分発揮し、多様な生き方を自由に選択できるよう、男女共同参画及び女性の活躍推進に関する情報提供や意識啓発、様々な分野における女性の活躍推進等に取り組みます。

#### ②配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発と相談窓口の充実を図ります。また、被害者の安全確保を図るとともに自立に向けた支援を行います。

#### ③ワーク・ライフ・バランス\*の推進

仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、市民誰もがやりがいや充実感をもっていきいきと活動できるワーク・ライフ・バランス\*の取組を推進します。



あきる野市ワーク・ライフ・バランス  
推進事業所認定事業

## 第2節 生涯学習社会の振興



### 現状

- 市では、市民が生涯を通じて行うあらゆる学習について、学習の場や学習成果を生かす機会の提供等に取り組んでいます。
- 市では、市民のサークル活動など、自主的な生涯学習活動の支援に取り組んでいます。

### 課題と対応の方向性

- 「人生100年時代」を見据え、誰もが、いつでも、学習することができる「生涯学習社会」の実現に取り組む必要があります。
- 多様化する学習ニーズに応じた学習を提供するため、関連機関との連携・協力や学習ボランティアなどとの協働により、事業展開を図ることが必要です。
- 新しい時代に対応した地域社会を構築するためには、学習した成果を地域活動に生かし、社会全体の教育力向上を図る「知の循環型社会」づくりを推進することが求められています。そのためには、学習成果を地域社会に還元する機会を提供するほか、生涯学習を、受動的な学習活動だけでなく、市民が主体となった自主的な学習活動へと広げていくことが必要です。

### 基本方針

- 市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かせる生涯学習社会の振興を図ります。

## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
生涯学習コーディネーター養成講座受講者数(1年度当たり)	6人 (令和元年度)	8人
1年間の間に生涯学習をしたことのある市民の割合	77.0% (平成25年度)	80.0%

## 施策の内容

### 1 生涯学習の推進

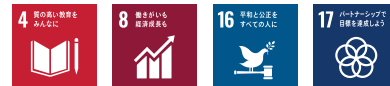
#### ①生涯学習の機会や場の充実

多様な学習ニーズに対応するため、行政のみならず、民間教育機関や企業などと連携・協力し、より広く深い学習機会の提供と充実を図ります。また、ICT\*を活用した在宅学習機会の提供など、誰もが、いつでも生涯学習を行える環境づくりに努めます。

#### ②市民の自主的な学習活動の支援

市民が生涯学習の主体となり、自主的に学習活動が行えるよう人材ネットワークの構築を図るとともに、市民と市民をつなぐリーダー的役割を果たすことのできる市民の育成とその活用を推進し、市民が学習や経験で得た成果を生かし、地域社会へ還元できる環境づくりに取り組みます。また、専門的知識をもった職員を適正に配置し、市民からの学習に関する相談に応じる体制を整備することで、市民の自主的な学習を支援します。

## 第3節 青少年の健全育成の推進



### 現状

- 市では、不登校状況にある児童・生徒に対して、学校、教育支援室(せせらぎ教室)\*、家庭及び関係機関が連携して支援し、社会的自立や学校復帰を促す取組を行っています。
- 市では、教育相談所\*の臨床心理士や相談員による巡回相談\*を実施し、学校における健全育成に向けた指導・助言を行っています。令和元年度(2019年度)は、教育相談所\*で341件(延べ1,998回)の相談を受け、相談内容などについては、学校と共有しています。
- 市内10小学校区及び6中学校区にある青少年健全育成団体により、地域の特性に応じたイベントや防犯パトロール、環境整備などの活動が行われています。
- 学校支援地域本部事業\*や放課後子ども教室\*を実施し、子どもたちが地域の人々と一緒に活動できる場を提供するとともに、家庭教育学級\*等の講座を実施しています。

### 課題と対応の方向性

- 不登校状況にある児童・生徒に対し、今後も、社会的自立や学校復帰を促す取組を行うとともに、支援体制の維持・充実が必要です。
- 青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校はもとより、職場、地域、民間団体等の社会を構成する全ての組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組むことが必要です。

### 基本方針

- 健全な家庭づくりや地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくり、青少年の居場所づくりや社会参加活動などを推進するため、学校や家庭、地域社会の連携の下、青少年の健全育成に取り組みます。

## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
90日以上欠席の児童・生徒が、支援につながった割合	63.2%	100.0%
放課後子ども教室*開設校数(再掲)	7校 (令和3年度)	10校
親子鑑賞会の参加者数	724人 (令和元年度)	800人
コミュニティ・スクール*の導入	0校	16校

## 施策の内容

### 1 学校での健全育成

#### ①不登校児童・生徒への支援の充実

不登校状況にある児童・生徒に対して、在籍校において個の特性に応じた指導・支援を行うとともに、教育支援室(せせらぎ教室)\*など関係機関を活用し、主体的に社会的自立や学校復帰に向かえるような支援を行います。

#### ②教育相談等の充実

いじめや不登校などの生活上の課題や特別な支援を必要とする状況に対応するため、スクールソーシャルワーカー\*を学校や家庭に派遣します。また、各学校にスクールカウンセラー\*を配置し、校内の相談体制の充実を図ります。さらに、教育相談所\*に臨床心理士を配置し、学校と連携した教育相談や子育て相談などの充実を図るとともに、各学校に臨床心理士を派遣して、特別な配慮を要する児童・生徒への対応に向けた指導・助言を行います。

### 2 地域や家庭での健全育成

#### ①健全育成活動の充実

健全な家庭づくりを推進するための啓発活動や学習機会の提供に取り組むとともに、地域でリーダーとして活動できる人材の育成及び青少年健全育成団体やPTAなどへの支援を行います。また、子どもが言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、生きる力を身に付けていくために必要な読書活動を推進します。



## ②学校・家庭・地域の連携及び協働による教育環境の充実

学校支援地域本部事業\*や放課後子ども教室\*の実施、コミュニティ・スクール\*の設置など、学校を核として地域住民等の参画や地域の特性を生かした事業を展開し、子どもたちの教育環境の充実に図ります。



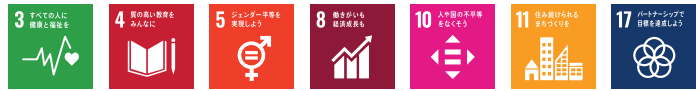
放課後子ども教室

## ③子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討

子ども・若者が健やかに育ち、就業し、親の保護から離れ、公共へ参画し、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、社会参加及び社会的自立の支援の体制・仕組みを構築していくことを検討します。



## 第4節 個性を生かす学校教育の充実



### 現状

- 市では、教育基本計画に基づき、各学校における創意工夫の下、児童・生徒の個性を生かす学校教育を推進しています。
- 知的障害特別支援学級\*を小学校4校に、中学校2校に設置し、中学校1校には情緒障害特別支援学級\*を設置しています。特別支援教室\*を全ての市内公立学校に設置し、特別な支援を要する児童・生徒の個のニーズに対応できる教育環境を整備しています。  
児童・生徒の特性に合った学習の場の提供のため、小学校において、令和5年度(2023年度)に自閉症・情緒障害の固定学級を新設する方向で準備を進めています。
- 市では、小中一貫教育推進基本計画に基づき、全中学校区で、児童・生徒の実態に基づく9年間を見通した教育活動を推進しています。
- 国によるGIGAスクール構想\*を踏まえ、児童・生徒一人一人にタブレット端末を貸与し、ICT\*教育を推進しています。
- 市では、日の出町との連携の下、新学校給食センターの整備に取り組んでいます。

### 課題と対応の方向性

- 児童・生徒の育成に当たっては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、自ら考え、自らの可能性を発揮し、より良い社会と幸福な人生のづくり手となる力を育むことが必要です。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒を対象とした教育環境の整備・充実や特性に応じた指導・支援が必要です。
- ICT\*教育の推進に向け、ICT\*機器の活用などを進めることが必要です。

## 基本方針

- 教員研修の充実や学校施設を含めた教育環境の計画的な整備の推進などに取り組みます。
- 各学校の創意工夫の下、ICT\*機器を有効活用しながら、一人一人を大切にしたユニバーサルデザイン\*の視点をもった授業づくりや特別支援教育の充実など、児童・生徒の個のニーズに対応した学校教育の充実を図ります。

## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率 (対象:小学校6年生・中学校3年生)	小学校 62% 中学校 60% (令和3年度)	65%
新学校給食センター整備の推進	広域連携を推進 するため基本合 意書の締結	新学校給食セン ターの運営開始 (令和7年度)

## 施策の内容

### 1 教育内容の充実

#### ①確かな学力の定着

基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む姿勢を養うために、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育を推進します。

#### ②ICT\*教育の充実

1人1台貸与するタブレット端末の利活用により、児童・生徒の興味・関心を引き出し、資質・能力を伸ばす教育を実施します。また、児童・生徒が安全にICT\*を活用するために、情報モラル教育を推進します。

#### ③特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒の個のニーズに対応できる教育環境や人的配置を整備し、保護者や周囲への理解を促すとともに、障害特性等に配慮した教育課程や個別指導計画を編成し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

#### ④教育指導の充実

小・中学校9年間を通した一貫教育を進め、体力の向上や健康の保持・増進に向けた、体育・保健体育科での体育・健康教育や、外国語でのコミュニケーション能力を養う外国語教育の充実を図ります。また、カリキュラムマネジメントにより、郷土の豊かな自然との触れ合い活動を通じた環境教育や、地域の伝統・文化を活用した伝統・文化理解教育、キャリア教育を推進します。

#### ⑤特色ある学校づくりの推進

学校評価などにより学校運営を振り返り、児童・生徒の実態や地域の願いを把握するとともに、学習指導要領\*の内容を踏まえ、地域の特色を生かした学校の創意工夫による教育活動を推進することにより、地域と連携した学校づくりの体制を構築します。

#### ⑥教員の資質・能力の向上と働き方改革

多様化する教育課題に対応するため、課題研修や職層研修の充実を図るとともに、研究授業の実践や学校内でのOJT\*研修の実施により、主体的・対話的かつ深い学びの視点で授業改善を進め、教員の資質・能力の向上を図ります。

また、ICT\*の活用等による教員の負担軽減や地域との連携による部活動改革により、教員の効率的かつ効果的な働き方の実現に取り組みます。

#### ⑦幼児教育の振興の支援

国や東京都の補助制度を活用して保護者の負担軽減を図るなど、幼児教育の振興を支援するとともに、幼児教育の質の確保・向上への取組を進めます。

#### ⑧学校における食育\*の推進

学校給食等を通じ、豊かな食生活への知識を深めるとともに、家庭、地域及び関係機関の連携により児童・生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるなど、組織的・計画的な食育\*を推進します。

## 2 教育環境の整備

#### ①情報化社会に対応した教育環境の整備

国が掲げる「GIGAスクール構想\*」に基づくICT\*教育を推進するため、学校ICT\*環境の維持管理と充実に取り組みます。

#### ②学校保健の充実

各学校における学校保健活動を推進し、児童・生徒への保健教育や保健管理を行います。また、児童・生徒の健康管理と健康保持のため、学校医等関係者との連携強化を図り、各種検診を適正に実施します。

#### ③子どもの安全教育と安全確保の推進

災害対応訓練や避難訓練を通じて、災害発生時に適切に対応できるよう、自助・共助の意識の醸成を図ります。

学校安全推進会議の開催やスクールガード・リーダー\*の配置など、学校安全ボランティアと連携して、地域ぐるみで登下校時等の子どもの安全確保を推進します。

#### ④新学校給食センター整備の推進

新たな学校給食センター整備については、日の出町との広域連携に係る基本合意書に基づき、整備手法、運営形態等についての協議を進めるなど、早期完成に向けて取り組みます。

## 第5節 社会教育の推進



### 現状

- 市では、公民館、スポーツ施設、図書館等の公共施設を中心として、市民等を対象とした学習機会・活動機会の提供に取り組んでいます。
- 市では、五日市憲法草案\*やミエゾウ\*の化石、日本で初めてフローレンス・ナイチンゲール記章を受賞した萩原タケ女史などの資料を五日市郷土館等で展示しています。
- 市では、スポーツ推進計画に基づき、スポーツ振興施策を体系的に推進しています。生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを推進するための事業展開が求められており、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブ\*が、各種プログラムを展開しています。また、あきる野市スポーツ協会は、加盟連盟等の支援や大会の開催等スポーツの振興を図っています。

### 課題と対応の方向性

- 市民が、生涯を通じて、文化・スポーツ・レクリエーション活動等に親しむことができるよう、学習機会・活動機会の提供などに継続的に取り組むことが必要です。
- 郷土学習ニーズに応えるため、貴重な文化財の更なる活用が必要です。
- スポーツは、心身の健康増進や人と人との交流を促すなど、健康で活力に満ちた社会の実現に大きな役割を果たすとされています。市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画できる機会の充実が必要です。

### 基本方針

- 市民が、生涯にわたって文化・スポーツ・レクリエーション等の多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習の機会や場を提供するなど、社会教育推進体制の整備を図ります。

## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
社会教育施設(秋川キララホール)の利用者数	59,176人 (令和元年度)	63,283人
図書館貸出冊数	619,394冊 (令和元年度)	635,000冊
市民まつり市民文化祭への参加団体	106団体 (令和元年度)	維持
郷土芸能連合会加盟団体数	40団体	維持
成人の週1回以上のスポーツ実施率	55.2% (令和3年度)	70.0%

## 施策の内容

### 1 社会教育の推進

#### ①文化・スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設の充実

文化・スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設である社会教育施設(公民館、文化ホール、図書館、郷土館、スポーツ施設等)について、誰もが安心して学習やスポーツに取り組むことができるよう、環境の整備及び設備の充実を図ります。

#### ②社会教育事業の充実

社会変化やニーズに合わせた講座の企画、ICT\*の活用による在宅学習機会の提供などを通して市民の参加を促進します。また、あきる野市が誇る文化や自然を生かした独自の学習活動を展開します。

市民が自ら学ぶことができるよう、図書館の機能向上を図り、文字・音声・映像などによる資料や情報の収集と提供の充実に取り組みます。また、乳幼児から高齢者まで幅広い利用者のニーズに対応するため、図書館サービスの向上を図るとともに図書館ボランティアの育成・活用を推進します。

### 2 芸術文化活動の推進

#### ①芸術文化事業の充実

音楽鑑賞や発表会の開催、創作活動など芸術文化の学習機会の提供を通し、市民が芸術文化に触れ、参加する機会の創出を図ります。



## 3 文化財の保護・活用の推進

### ①文化財の保護と活用

五日市郷土館及び二宮考古館において、民具や考古資料などの文化財の収集、適正な保存管理及び調査研究を進めるとともに、常設展示、企画などにより、郷土学習の支援などの文化財の活用を推進します。また、五日市憲法草案\*をはじめとする指定文化財の公開促進、市民解説員と連携した事業の実施等により、市の歴史や民俗、自然などの特質に対する市民の理解促進に取り組みます。

### ②伝統芸能保存活動の支援

囃子や獅子舞などの保存団体で構成する連合会が夏まつりなどで実施する公開の活動に対して支援するとともに、歌舞伎保存団体が実施する農村歌舞伎の上演に必要な道具類を提供し、支援するなど、伝統芸能の保存・伝承活動の支援に取り組みます。



秋川歌舞伎



菅生歌舞伎

## 4 スポーツの推進

### ①ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツの推進

誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、身近で気軽にスポーツを楽しめるよう、幅広い世代に向けた情報の発信や多様なスポーツ教室の開催などに取り組み、スポーツの推進を図ります。

### ②地域団体の支援と連携によるスポーツの振興

NPO法人あきる野市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ\*などを支援し、地域団体の主体的な活動を推進するとともに、指導者・ボランティアの育成や幅広い世代のスポーツの振興に地域団体と連携し取り組みます。

### ③市の特性を生かしたスポーツの推進

市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康増進や体力向上を図る活動を手軽かつ継続的に取り組めるよう、身近な地域の豊かな自然環境を生かしたウォーキングなど、市の特性を生かしたスポーツ活動を推進します。